

3. 自然再生全体構想の作成

3-1. 自然再生全体構想とは

自然再生協議会は、自然再生基本方針に則して「自然再生全体構想」を作成し、個々の自然再生実施計画の上位の構想として、長期的な観点から地域における自然再生の全体的な方向性を示します。

解説

全体構想は、地域の自然再生事業の指針となることから、作成にあたっては協議会において十分な協議を行うことにより、協議会のメンバーが目標や個々の活動の方向性を共有できるようにならわん。

また、作成した全体構想は不变ではなく、自然環境の再生状況や自然再生事業のモニタリングの結果等を踏まえて、自然再生協議会が主体となって隨時順応的に見直しを行っていくことが重要です。

なお、自然再生実施計画と異なり、全体構想の作成時や変更時に全体構想の写しを国や県に送付する規定はありません。（ただし、実施計画の作成時には、実施計画の写しと併せて全体構想の写しを国及び都道府県に送付する必要があります。）

3-1-1. 科学的知見の活用

全体構想の事前調査、作成、協議にあたっては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、科学的な知見に基づいて行いましょう。

解説

全体構想の作成に当たっては、協議会において地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する地域概況調査を実施するとともに、調査結果を科学的な知見に基づいて評価し、それらの結果を基にあらかじめメンバー内で十分な協議を行うことが必要です。

また、作成した全体構想についても、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、妥当性を検証することが重要です。

自然再生は順応的管理の考え方で展開していくため、成果の見える化につながる指標や数値目標を設定することも重要です。自然再生協議会で調査の実施が難しい場合には、例えばモニタリングサイト1000の結果や、自治体が実施する市民意識調査の調査結果等を利用するのも有効です。

後述する「3-8. 全体構想の見直し」で活動を振り返ることも視野にいれて、継続して検証できる指標を設定することは重要です。



チェックポイント



- 全体構想作成にあたって、事前の調査は実施されていますか。
- 全体構想作成にあたって、事前の調査結果は評価されていますか。
- 全体構想作成にあたって、事前調査及び結果の評価に科学的知見が取り入れられていますか。
- 全体構想作成にあたって、実行可能なよりよい技術や方法が取り入れられるよう検討がなされていますか。
- 作成した全体構想の妥当性は検証されていますか。